

琴浦町過疎地域持続的発展計画
(令和3年度～令和7年度)

令和3年9月28日 策定

令和4年4月28日 第1回変更

【目次】

1 基本的な事項

(1)琴浦町旧赤碕町地域の概況	・・・ 1
(2)人口及び産業の推移と動向	・・・ 3
(3)行財政の状況	・・・ 7
(4)地域の持続的発展の基本方針	・・・ 10
(5)地域の持続的発展の基本目標	・・・ 10
(6)計画の達成状況の評価に関する事項	・・・ 10
(7)計画期間	・・・ 11
(8)公共施設等総合管理計画との整合	・・・ 11

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1)現状と問題点	・・・ 12
(2)その対策	・・・ 13
(3)計画	・・・ 14
(4)公共施設等総合管理計画との整合	・・・ 14

3 産業の振興

(1)現状と問題点	・・・ 15
(2)その対策	・・・ 17
(3)計画	・・・ 19
(4)産業振興促進事項	・・・ 20
(5)公共施設等総合管理計画との整合	・・・ 20

4 地域における情報化

(1)現状と問題点	・・・ 21
(2)その対策	・・・ 21
(3)計画	・・・ 22
(4)公共施設等総合管理計画との整合	・・・ 22

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1)現状と問題点	・・・ 23
(2)その対策	・・・ 24
(3)計画	・・・ 25
(4)公共施設等総合管理計画との整合	・・・ 25

6 生活環境の整備

(1)現状と問題点	・・・ 26
-----------	--------

(2)その対策	・・・	2 8
(3)計画	・・・	3 0
(4)公共施設等総合管理計画との整合	・・・	3 1

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1)現状と問題点	・・・	3 2
(2)その対策	・・・	3 2
(3)計画	・・・	3 3
(4)公共施設等総合管理計画との整合	・・・	3 4

8 医療の確保

(1)現状と問題点	・・・	3 5
(2)その対策	・・・	3 5
(3)計画	・・・	3 5
(4)公共施設等総合管理計画との整合	・・・	3 6

9 教育の振興

(1)現状と問題点	・・・	3 7
(2)その対策	・・・	3 8
(3)計画	・・・	3 9
(4)公共施設等総合管理計画との整合	・・・	4 0

10 集落の整備

(1)現状と問題点	・・・	4 1
(2)その対策	・・・	4 1
(3)計画	・・・	4 2
(4)公共施設等総合管理計画との整合	・・・	4 2

11 地域文化の振興等

(1)現状と問題点	・・・	4 3
(2)その対策	・・・	4 3
(3)計画	・・・	4 4
(4)公共施設等総合管理計画との整合	・・・	4 4

12 再生可能エネルギーの利用の促進

(1)現状と問題点	・・・	4 5
(2)その対策	・・・	4 5
(3)計画	・・・	4 5
(4)公共施設等総合管理計画との整合	・・・	4 5

1 基本的な事項

(1) 琴浦町旧赤碕町地域の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

琴浦町は鳥取県の中中部地区に属し、東伯郡の西の玄関口として大きな役割を占めている。県庁所在地の鳥取市から約 60 km、米子市から約 35 km の距離となる。東は北栄町、倉吉市、西は大山町、南には江府町と接している。

琴浦町において過疎とみなされる区域である旧赤碕町地域は、東西 6.3 km、南北 14.8 km、総面積 57.27 km² の細長い地域である。中国山地の主峰大山から東に連なる矢筈ヶ山、さらに北に延びる甲ヶ山、勝田ヶ山と大山すそ野に発達した峻険な山岳地帯から船上山に至る。さらに北面に緩傾斜を描きながら山野と丘陵が広がり、勝田川、黒川を中心として扇状に平野が開け、北側は日本海に面している。平野部では田畑および山村資源を有し、約 6 km にわたる海岸線に沿って漁業、商工業を中心に発達した町の景観を形成している。

本地域には古くからの生活の痕跡が認められる。弥生時代の土器、石器類の出土状況から見て、松が丘、佐崎、高岡、籠津等の台地から原始生活が始まり、平安時代中期ごろ海岸線へと生活拠点が進出し赤碕地区の原型ができたものと推定されている。

船上山では平安初期頃から山岳仏教が栄え、大山、三徳山とともに伯耆三嶺と呼ばれる修験道の霊場であった。1333 年、元弘の乱により流罪とされていた後醍醐天皇は隠岐の島を脱出して船上山にて挙兵。船上山の戦いで幕府方の軍勢を退け「建武の新政」の礎となった。

室町時代には山名氏の治下であったが、室町末期戦国時代には尼子氏の所領となりその家臣吉田氏が八橋城に入り一帯を治めている。その後毛利氏の所領となり、その後杉原盛重が八橋城に居を構えた。この時代、東に八橋城、安田の籠津城、成美の太一垣城、西の中山城をめぐる攻防によりしばしば戦場となった。

明治 22 年に町村制が施行された当時は赤碕、豊定、保永、安田、以西の 5 村が存在していた。明治 30 年代に始まった明治の大合併により赤碕町、成美村、安田村、以西村の 1 町 3 村となり、さらに昭和 29 年に昭和の大合併により赤碕町が誕生した。その後赤碕町、東伯町の 2 町が合併し、平成 16 年 9 月に琴浦町となった。

旧赤碕町地域の社会的条件として、JR 山陰本線赤碕駅を中心とした市街地が広がっている。海側の旧道沿いには古くからの街並みを残す。国道 9 号線、山陰道が通っており、同じ鳥取県中部地区の倉吉市はもちろん、西部地区の米子市とも生活上の関りが大きい。

主な公共施設として高等特別支援学校 1 校、中学校 1 校、小学校は 2 校、こども園が 3 園存在する。社会教育施設として地区公民館が 4 館設置されているほか、文化センター 1 館も設置している。ホールや図書館、会議室を有する赤碕地域コミュニティーセンターも地域の交流施設として機能している。

イ 過疎の状況

旧赤碕町地域の人口は昭和 35 年には 11,028 人であったが、昭和 60 年は 9,324 人となり、減少率は 15.5% だった。平成 27 年は 6,898 人で昭和 60 年からの減少率は 26.0% に上り、加速度的に減少を続けている。今後もこの傾向は続くものと予想される。

少子化も進んでおり、こども園や小学校の統合が進んでいる。地域内に 4 校の小学校が存在していたが、平成 26 年度に安田小学校、以西小学校、成美小学校が統合し、新たに船上小学校が開校した。これにより地域内の小学校は赤碕小学校、船上小学校の 2 校となった。また、平成 28 年に以西保育園と成美保育園が統合し、ふなのえこども園として開園。翌年には安田保育園も統合となった。未就学児及び入園児数の減少だけでなく、園舎の老朽化や保育士不足が課題となっており、今後の園舎建て替えについて検討が必要となっている。

平成 17 年に赤碕地域コミュニティーセンターが竣工し、赤碕地区の防災及び文化交流と地域活動の拠点として機能してきた。それから 16 年が経過する中で施設の老朽化が進んでおり電気設備等の更新が必要となっている。

旧赤碕町地域の分譲住宅地として、きらりタウン赤碕（174 戸）を整備し、定期借地権の設定、定住奨励金の支給や町営墓地の無償貸与等の取り組みを行ってきた。赤碕駅や山陰道琴浦船上山インターチェンジからも近い立地を活かし、町内外からの新築家屋建設が進んでいる。一方で、近年空き家の問題が深刻になっている。特に海に面した旧道沿いの地域には家屋が密集しており、今後空き家の増加が予想される。

平成 31 年には、地域住民や事業者の利便性向上及び利用者のニーズに対応できるよう「しごとプラザ琴浦」を開所し、各種相談・職業紹介及び事業所支援行い、雇用拡大に繋げてきた。

過疎地域のコミュニティー存続も課題となっており、以西地区と安田地区では集落支援員を配置し活動するとともに、地域振興協議会の立ち上げによる地域活動の振興にも取り組んできた。しかし、人口減少による担い手不足により今までの活動を維持することが困難な状況となっており、住民自治による持続可能な地域を目指し地区公民館の社会教育機能も併せ持つ新たな地域コミュニティーの検討を進めている。

地域交通の現状も厳しいものとなっている。運転手の不足、利用者の減少と経費の増加、高齢者の移動ニーズの変化により、特に中山間地域を中心とした公共交通の維持が困難となっている。スクールバスの混乗や便数・ルートの見直しによるバスの効率的な運行のほか、共助交通の推進も含めた地域交通のあり方の検討の必要に迫られている。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県総合計画等における位置付け等を踏まえた市町村の社会経済的発展の方向の概要

琴浦町の農業産出額は、長らく鳥取市、大山町に次ぐ県内第 3 位で平成 26 年は 86 億 3

千万円であったが、令和元年は 120 億円（2019 年生産農業所得統計）で、県内第 2 位となった。この中で約 7 割を畜産部門が占め増加傾向にある一方で、耕種部門は逆に減少傾向となっている。

旧赤碕町地域では勝田川を中心とした平野部では広大な水田が広がり水稲耕作が中心となっている。丘陵地帯では以前から梨を中心とした果樹生産が盛んに行われてきたほか、畑地帯では、芝生、牧草、施設園芸などの生産が行われている。野菜では、特にミニトマトやブロッコリー等の生産が盛んに行われている。また、畜産も盛んに行われている。

漁業では県中部地域最大の湾港である赤碕港等の港湾があり、県内屈指の好漁場となっている。沿岸漁業のみで構成されており、刺網漁業、釣り漁業、採貝・採藻漁業の水揚げが主体となっている。2カ所の道の駅には赤碕町漁協の直売所が出店している。また、近年ギンザケ等の陸上養殖が開始されるなど、新しい水産業の動きもみられる。

琴浦町の商工業については、県内町村ではトップの生産・出荷高ならびに事業所数を誇っており、中でも生産高が多い産業は食料品で、全国平均より圧倒的に高く、強みのある分野となっている。赤碕駅周辺や国道 9 号線沿いを中心に食品関係や建設業、運送業等の商工業の事業所が集中している。

平成 23 年には山陰道が開通し、鳥取市や米子市等へのアクセスが格段に向上した。山陰道の開通を機に、観光分野では琴浦町の強みとして食のブランド化に取り組んできた。平成 31 年 4 月には「道の駅琴の浦」に新たなインターチェンジが開通し、観光案内所とともに琴浦観光の玄関口としての機能強化を図っており、国道 9 号沿いの道の駅ポート赤碕とも連携して、地域内にある 2カ所の道の駅が琴浦町の観光の拠点となっている。

【2】人口及び産業の推移と動向

琴浦町の人口は昭和 50 年代は横ばいで推移していたが、昭和 60 年頃から減少に転じて以降、減少傾向が続いている。世帯数については、ほぼ横ばい状態となっており、人口減少と照らし合わせると核家族化が進行しているといえる。

年齢別に見ると、65 歳未満の人口は減少傾向にある一方、65 歳以上の人口は年々増加しているが、団塊の世代が 70 歳台に突入し、近年は 65 歳以上の人口増加率は緩やかになっている。65 歳未満の人口減少については、特に旧赤碕町地域で減少率が高い傾向がみられる。

また、合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）は、平成 22 年は 1.88 人であったが、平成 27 年には 1.66 となり年少人口は年々減少している。出生数は減少しているが、死亡数も減少しており、自然減の減少幅は横ばいが続いている。

本町の大きな課題として、20・30代における流出超過がある。流出は高校卒業後世代を中心に始まっており、その後も 50 代前半まで流出傾向が続いている。特に結婚・出産年齢

女性の流出超過は、少子化を呼ぶといった悪循環が生じている。「結婚・出産・子育て」の各段階に応じた切れ目のない支援体制の充実を図り、また現状の子連れ世帯の流入傾向を維持しつつ、20・30代を中心とした若年層の流出率抑制と、30代からのU&Iターン者の上乗せを同時に進める必要がある。

人口動態の見通しとしては、今後若年層を中心に人口流出が続くため、高齢化率は緩やかな上昇傾向となる。人口総数は右肩下がりとなり、下げ止まりが見えない状態となる。令和42年には現在の人口から約49%減の約8,800人まで減少する予測となっている。

旧赤碕町地域の地区別人口予測では、安田、成美、以西地区において特に急速に減少する予測となっている。また、令和42年の高齢化率は、赤碕38.7%、安田43.6%、成美53.3%、以西57.4%と予測されており、町全体の平均値41.2%と比べて特に成美、以西地区において急速に上昇する予測となっている。

本町における昭和55年の就業人口は12,938人であり、産業別の就業人口は第一次産業34.2%、第二次産業32.5%、第三次産業33.3%であった。平成27年における就業人口は9,114人であり、産業別の就業人口比率は第一次産業21.3%、第二次産業23.9%、第三次産業52.9%で、第三次産業が約半分を占めている。

表1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和50年	平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	22,030	21,736	△1.3	19,499	△10.3	17,416	△10.7
旧赤碕町地域	9,540	9,062	△5.0	7,797	△14.0	6,898	△11.5
0歳～14歳	4,755	4,044	△15.0	2,656	△34.3	2,160	△18.7
旧赤碕町地域	2,083	1,633	△21.6	1,071	△34.4	838	△21.8
15歳～64歳	14,527	13,599	△6.4	11,203	△17.6	9,159	△17.9
旧赤碕町地域	6,258	5,646	△9.8	4,427	△21.6	3,596	△18.8
うち 15歳～29歳(a)	4,281	3,267	△23.7	2,580	△21.0	1,916	△15.7
旧赤碕町地域	1,833	1,377	△24.9	994	△27.8	745	△25.0
65歳以上(b)	2,748	4,093	48.9	5,638	37.7	5,987	6.2
旧赤碕町地域	1,199	1,783	48.7	2,299	28.9	2,464	7.2
(a)/総数 若年者比率	19.4	15.0	—	13.2	—	11.0	—
旧赤碕町地域	19.2	15.2	—	12.7	—	10.8	—
(b)/総数 高齢者比率	12.5	18.8	—	28.9	—	34.4	—
旧赤碕町地域	12.6	19.7	—	29.5	—	35.7	—

表1-1(2) 人口の見通し

(人)

区分	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
八橋	3,831	3,696	3,576	3,451	3,289	3,119	2,956
浦安	3,744	3,662	3,555	3,417	3,256	3,099	2,958
下郷	1,589	1,502	1,393	1,266	1,135	1,008	895
上郷	456	414	368	319	269	225	190
古布庄	767	674	585	504	424	352	290
旧赤碕町地域	6,802	6,259	5,724	5,177	4,658	4,189	3,763
赤碕	3,514	3,312	3,098	2,870	2,663	2,477	2,305
成美	1,543	1,392	1,236	1,081	935	802	678
安田	1,058	941	843	742	640	551	474
以西	687	614	547	484	420	359	306
合計	17,189	16,207	15,201	14,134	13,031	11,992	11,052

(琴浦町、(一社) 持続可能な地域社会総合研究所)

※人口推計は住民基本台帳を基に独自算出

表1-1(3) 人口の見通し (安定化シナリオ)

(人)

区分	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
八橋	3,831	3,761	3,711	3,667	3,586	3,511	3,458
浦安	3,744	3,706	3,646	3,572	3,496	3,434	3,385
下郷	1,589	1,582	1,554	1,518	1,482	1,455	1,434
上郷	456	453	444	438	428	423	422
古布庄	767	751	738	729	714	703	698
旧赤碕町地域	6,802	6,625	6,470	6,334	6,238	6,191	6,173
赤碕	3,514	3,419	3,333	3,253	3,205	3,186	3,180
成美	1,543	1,521	1,491	1,460	1,436	1,421	1,410
安田	1,058	1,024	1,005	988	970	962	964
以西	687	661	641	633	627	622	619
合計	17,189	16,878	16,563	16,258	15,944	15,717	15,570

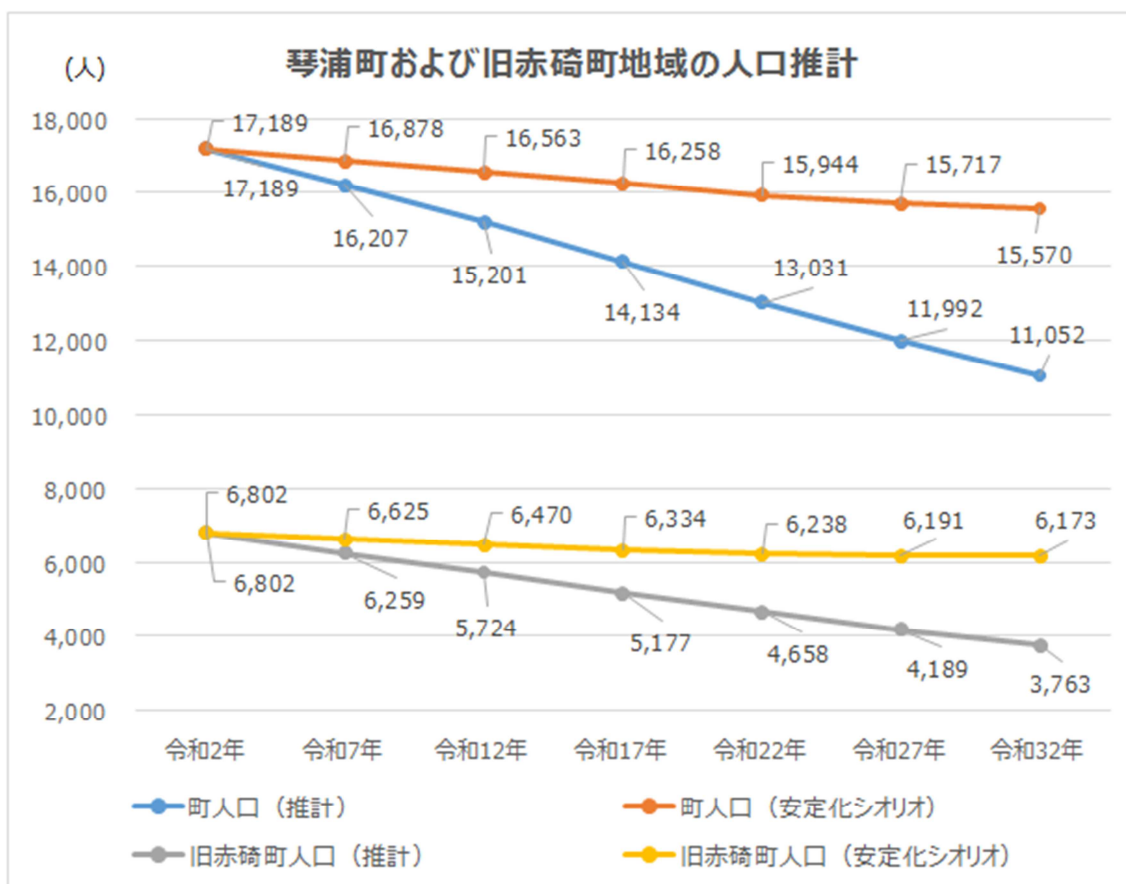
(琴浦町、(一社) 持続可能な地域社会総合研究所)

※人口推計は住民基本台帳を基に独自算出

「安定化シナリオ」とは、第2期琴浦町まち・ひと・くらし創生戦略で示した「ことうら回帰1%戦略」の実践により期待される人口予測。地区ごとに①「出生率」②「流出率」③「定住増加」の3つを組み合わせた人口安定にむけた最適シナリオを検討し、予測したもの。これらの取り組みを実践することで人口の安定化を目指す。

(例) 琴浦町全体の場合

- ①出生率：2.07 に段階的に向上（現在 1.59）
- ②流出率：10代後半～20代前半の流出率を抑制
男 28%→14%、女 18%→9%
- ③定住増加：現在人口の0.5%分増加（住民200人に1人）



【3】 行財政の状況

琴浦町は、平成 16 年の合併以降、新町まちづくり計画、総合計画に基づき主要な道路整備や山陰道の開通に合わせた道の駅の建設などに積極的に取り組んできた。これらのインフラ等の整備のため地方債の発行を重ねたことで普通会計の地方債残高は、平成 25 年度末で合併以降 30.7 億円増加し 160.6 億円にまで達した。一方、合併による職員数の見直しにより約 6 億円の人件費の抑制を図るとともに、地方債の繰上償還による将来負担の削減への取組を行ってきた。

人口減少対策として地方創生総合戦略をはじめとする定住施策などに取組むものの依然として減少傾向にある。人口減少による影響は、町の歳入面にも影響を与え、地方税では、三位一体改革に基づく税制改正により平成 20 年度に 19 億円であったものが、人口減少などの影響を受け、令和 2 年度決算において、17 億円にまで減少した。そのため、地方公共団体の財政力を示す財政力指数は、平成 20 年度の 0.38 より 0.07 ポイント低下し、令和 2 年度は 0.31 となった。

確実に日本全体の人口減少は進むことから、本町の人口減少も進むことが予測され、歳入面においては、今後も地方税、地方譲与税、普通交付税などの主要な歳入は減少することが見込まれる。

また、歳出面においては、人口減少に合わせて高齢化が進むことが見込まれており、今後の社会保障費の予算に占める割合は大きくなる見込みである。また、公共施設の老朽化は、喫緊の課題となっており、公共施設等総合管理計画に基づく計画的な延床面積の削減と施設の更新を行う必要がある。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	10,496,924	11,085,770	11,284,326
一般財源	6,257,147	6,589,874	6,305,831
国庫支出金	1,075,063	1,044,014	1,081,138
都道府県支出金	792,096	926,599	1,146,859
地方債	1,592,624	935,410	698,966
うち過疎対策事業債	—	—	—
その他	779,994	1,589,873	2,051,532
歳出総額 B	10,252,407	10,841,713	10,782,162
義務的経費	4,063,641	4,469,895	4,738,119
投資的経費	1,755,241	1,341,038	1,343,096
うち普通建設事業	1,746,075	1,339,676	876,528
その他	4,433,525	5,030,780	4,700,947
過疎対策事業費	—	—	—
歳入歳出差引額 C (A - B)	244,517	244,057	502,164
翌年度へ繰越すべき財源 D	112,924	34,202	104,168
実質収支 C - D	131,593	209,855	397,996
財政力指数	0.36	0.33	0.31
公債費負担比率	16.4	17.8	19.8
実質公債費比率	16.4	12.0	14.2
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	87.3	88.4	96.9
将来負担比率	160.5	122.3	118.6
地方債現在高	14,570,725	15,271,198	12,734,708

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改良率 (%)	—	—	—	62.8	65.5
舗装率 (%)	—	—	—	88.8	89.5
農 道					
延長 (m)	—	—	—	105,613	83,848
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	—	—	—	32.4	32.8
林 道					
延長 (m)	33,492	44,008	44,428	44,572	44,572
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	339.62	425.93	428.25	414.80	414.80
水道普及率 (%)	—	—	—	98.7	99.6
水洗化率 (%)	—	—	—	66.6	84.2
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	181	90

【4】地域の持続的発展の基本方針

- 特に赤碕地区で進行している人口減少・少子高齢化対策のため、空き家等を活用した移住定住施策、関係人口創出・拡大を進め、地域の空洞化を阻止する。
- 通院・買い物に必要な地域交通の確保、地域防災の充実など、中山間地域でも安心して暮らし続けることができるよう、地域運営組織を主体とした新たなコミュニティの形づくりと小さな拠点の整備に取り組む。
- 船上山、鳴り石の浜、河本家住宅など個性豊かな観光資源を活かすとともに、道の駅琴の浦では観光客の玄関口としてのさらなる拠点化、ポート赤碕では地元客を対象にした地域の中心店舗としての役割といった2つの道の駅の役割分担を明確にした取組を行う。
- ミニトマト等施設園芸へのスマート農業技術導入や、畜産業、養殖漁業などのブランド化により、旧赤碕町地域の自然の恵みを活かした産業振興を図る。
- 旧小学校校舎の改修など既存施設の複合化と長寿命化により地域インフラを有効活用する。
- 保健・福祉の向上や医療体制の確保により地域の安心な暮らしを守る。
- デジタル教材の導入やふるさとを誇りに思う教育を実践し、たくましく活躍できる人づくりを進める。
- 上記の施策の展開により、地域の中で人財・資源・経済が還流するヒト・モノ・カネの好循環を生み出し、「安心して住み続けられるまちづくり」を実現する。

【5】地域の持続的発展のための基本目標

指標	目標値	基準値
人口 【旧赤碕町地域】	6,625人（R7.4月末）	6,802人（R2.4月末）
新たな地域運営組織立ち上げ 【旧赤碕町地域】	4地区（R7年度末）	0地区（R2年度末）
道の駅（2カ所）の年間観光入込客数 【旧赤碕町地域】	75万人（R7年度）	49.7万人（R2年度）

【6】計画の達成状況の評価に関する事項

琴浦町役場関係部署の自己評価による本計画の基本目標達成状況の評価を毎年度行い、町議会への報告を行うものとする。

〔7〕 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

〔8〕 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画（H28.3月策定。以下、「総合管理計画」という。）の計画期間である20年間において、全体延床面積の15%（2.2万㎡）を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎地域持続的発展計画（以下、「過疎計画」という。）では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行う。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

近年、大規模な災害や新型コロナウイルス感染症の拡大により、地方への人口分散のメリットや、リモートでの新たな働き方、二拠点生活が改めて注目されている。田舎暮らしへの関心の高まりをとらえ、琴浦町が持つ豊かな地域資源や程々の商業集積を活用し移住・定住者の増を目指す取組が求められる。

琴浦町の生活圏では進学先、就職先の選択肢が都市部と比較して少ないため、特に10代後半から20代の若者の町外への転出が継続している。転出先としては、関西や関東などの都市部や近隣のほか、県内の市や湯梨浜町への転出も見られる。データを分析し、的確な移住・定住施策が必要となってくる。

本町では失われた人口と町外に流出している所得のそれぞれ1%を取り戻す「ことうら回帰1%戦略」を第2期琴浦町まち・ひと・くらし創生戦略に位置付け、推進している。町全体でなく9つの地区ごとの人口ビジョンを作成し、住民によるワークショップを開催することで、町民が手の届く範囲で自分たちのこととして地区単位での人口減少に立ち向かう取り組みを進めている。

イ 地域間交流

移住定住には至らないものの、地域に多様な形で継続的に関わる「関係人口」は、過疎地域における担い手不足等の地域課題の解決や将来的には移住にもつながる可能性があり、若者のライフスタイルの多様化やSNS等による関わり手段の変化（高度化）からも注目が高まっている。

都市部人材との関わり方の促進により関係人口を創出するため、町内企業など受け入れ先のニーズに応じたマッチングのあり方の構築など、それぞれのニーズに応じた多様な地域への関わり方を整備する必要がある。

町内でも、コワーキングスペース（異なる職業や仕事を持った人が集まり働けるオープンスペース）やテレワークの環境整備とともに、都市部の副業人材活用に向けた取組も進めていく必要がある。

ウ 人材育成

地域の持続的発展に向けて、地域活動を支える体制づくりのために人材育成、確保が課題となっている。各集落や、集落を超えた広域での地域において、区長や部落役員のみならず、子ども会活動が成り立たない、自主防災組織や総事の参加者不足、祭り等の地域行事の運営が困難といった問題に直面している。

〔2〕 その対策

ア 移住・定住

今後の地域づくりや定住対策等を検討・実施するため現状の把握が必要である。そのため、地区ごとの人口の分析ならびに将来予測を行い、地域の現状と未来を「見える化」し、地域毎の実情・課題・可能性に応じた現状分析・人口推計をする人口ビジョンを作成する。

また、進学・就職で県外に出た若者に対する U ターン施策に積極的に取り組むため、結婚や出産・育児といったライフイベントに合わせた IJU ターンに対する支援を行うとともに、空き家の有効活用と定住促進による地域活性化を図るため、空き家を登録し情報発信を行う「空き家ナビ」の運用を行う。民間業者との連携により登録件数、成約件数を増やすとともに、空き家ナビを活用した移住促進支援制度を継続する。

コロナ後を見据え、ホームページやオンラインによる積極的な情報発信により現地に來る回数を減らしながらもきめ細やかに情報提供が可能な体制が必要となる。オンライン会議システムを使った移住相談や、物件写真の改善等による移住定住ホームページの充実、空き家ナビの物件情報の充実を推進する。

そのほか、定期借地権制度によりきりりタウン赤碕(県公社販売)の分譲地への若者の移住と定住を推進する。併せて、町外移住者のデータを分析し、必要な住宅行政を検討する。

イ 地域間交流

地域や住民と多様に関わる「関係人口」を創出・拡大し、地域活性化を図るとともに、将来的な移住者のすそ野を拡大する。新たな働き方であるワーケーションの促進や副業を希望する都市部人材と町内企業等とのマッチングを行い、オンラインや地域におけるフィールドワークを通じて多様な関わり方で地域課題解決を行う。

また、関係人口の受け皿となる「ふるさと住民票」を発行し、地域にゆかりのある人など町外の人が、継続して地域と関わるができる取組を行う。関係人口との交流を通して町外の人材の意見を政策に取り入れるなど、町外の住人との新たな関わり方を構築する。

こうした取組により地域外・都市部の住人に本町のファンになってもらい、リピーターを獲得することで継続的な関わりやふるさと納税に結び付けることを目指す。

そのほか、進学や就職で都市部へ転出している琴浦町出身者を中心とした若者へのメール配信やオンライン交流を実施し、継続的な関係性を保つことにより最終的に U ターンに結び付けることを目指す。

ウ 人材育成

各分野の第一線で活躍する講師陣を先生として、地域資源や地域の人材を生かした新たな学びや交流の機会を創出し、ふるさとを支え、地域を引っ張るリーダーを育成する。

地域おこし協力隊の活動支援や任期終了後の定着支援、集落支援員の配置による地域づ

くりの担い手や推進役、又は支援役となる人材、団体等の確保及び育成を図る。こうした外部人材や I J U ターン者、高校生など若者も含む多様な主体の地域づくりへの参加及び協力を促進する。

地域で学ぶ琴浦こども塾や学校教育でのふるさと学習を取り入れることにより、子どもたちが故郷を愛し地域を誇りに思う教育を推進する。

また、男女共同参画、人権・同和教育等の分野でも住民に向けた研修会を行い、地域の人材育成を行う。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地 域間交流の促進、 人材育成	(1)移住・定住	【空き家対策事業】 ・空き家家財撤去支援事業補助金 ・空き家リフォーム事業補助金	町	
		【移住者支援事業】 ・移住者への相談対応 ・移住定住促進奨励金 ・ふるさとでの新しいライフステージ 支援事業補助金 ・移住就職等支援金	町	
		【定住促進事業】 ・きらりタウン定住促進 ・定期借地権設定事業	町	
	(2)地域間交流	【関係人口創出事業】	町	
		【地域おこし協力隊活動事業】	町	
	(3)人材育成	【熱中小学校補助事業】 【国際交流事業】 ・中学生派遣事業 ・国際交流協会	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である 20 年間に於いて、全体延床面積の 15% (2.2 万㎡) を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ機能の複合化などを行いながら、過疎計画の目標達成に必要となる施設整備等を行う。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本町の農業は、大山山麓の裾野に広がる肥沃な水田や畑地を利用して、水稻・果樹・野菜・畜産等多様な農産物の生産振興に努めてきた。生産体制の強化・機械の大型化・圃場整備等を行い、積極的に生産基盤の整備に取り組んできたことから、県内屈指の農業どころとなっている。農業産出額は、平成26年は86億3千万円であったが、年々増加し令和元年は120億円となり、県内第2位となる。特にブロッコリーは作付面積、販売額が増加を続け、遊休農地の有効活用など生産規模拡大で儲かる農業に取り組んでいる。

畜産業では、乳用牛の飼育戸数は減少しているものの、畜産クラスター事業等を活用して規模拡大に取り組む酪農家が増えたことから、経産牛飼養頭数及び乳量は増加している。肉用牛については、飼養者の高齢化などにより、戸数、頭数とも減少しているが、白鳳85の3や百合白清2といった高能力牛の血統を積極的に導入・保留することで、高単価での販売へとつながっている。

しかし、農業従事者の高齢化と後継者不足による農業従事者の減少、それに伴う耕作放棄地の拡大など、農業をとりまく環境は依然として厳しい状況にある。人・農地チーム会議等により関係機関が緊密に連携し、次代を担う担い手の確保と農地の集積、農作業の効率化・省力化、耕作放棄地の解消・拡大防止を図り、持続可能な農業を目指す必要がある。

イ 林業

本町の面積は13,997haであり、そのうち森林面積は8,401haと総面積の約60%を占めている。森林面積のうち民有林面積は6,560haで、人工林の面積は4,063haで約62%と半数以上を占めている。森林資源の保全のため、これらの森林の適正な施業を推進していくことが課題となっている。しかし、最近の林業を取り巻く情勢は依然として厳しく、林業従事者の減少、林業経営コストの上昇等に起因し、間伐・保育等が適正に実施されていない森林が増加している。

また、森林施業の集約化が進まず、間伐等の森林施業が効率的に行われていない状況にある。

ウ 水産業

本町の漁業は、県下でも有数の漁獲量・漁獲高を誇る沿岸漁業の主力基地を有しており、特に赤碓港は、県中部地域最大の港湾で、ミネラル豊富な水質にエサにも恵まれた県内屈指の好漁場となっている。

しかし、沿岸漁業を取り巻く状況は、水産資源の減少、漁場環境・磯場環境の悪化、漁業

経費の高騰、そして、漁業就業者の減少と高齢化等、漁業経営環境は厳しい状況が続いている。

エ 商工業

商工業では県内町村でトップの生産・出荷高ならびに事業所数を誇っており、中でも生産高が多い産業は畜産食品業を主要とした食料品で、強みのある分野といえる。

近年は生産年齢人口の減少等により、働き手が不足している。特に専門的・技術的職業、サービス業、介護、建設分野において人手不足が深刻化している状況である。

また、経営者全体の半数以上が50歳代、60歳代で、後継者が決まっていない事業所が約7割という現状があり、経営者の高齢化と後継者不足による事業継続が課題となっている。

さらに、若い世代の県外流出、県外就職が多い中、IJUターナー者の起業及び町内在住者を対象とした起業・創業を支援し、時代のニーズに合った新たな事業分野の展開が必要である。

令和2年度琴浦町地域経済循環分析調査によると、食料品を中心とした家計調査では、世帯の食費の消費総額が約42.3億円、域内購入率は72.8%であり、11億円以上の食費が域外へと流出していると推定される。

また、子育て世帯は域外で食料品を購入している割合が高いことから域内購入率の低い世帯への所得の取り戻し対策が必要である。加えて、町民一人一人の意識・理解を深めることが大変重要となっている。また、飲食店等を中心とした調査では飲食店の域内仕入率は、半分を割る47.4%、地元産品利用率は11.9%と低いため、地元産品の利用を中心に改善する必要がある。今後もより一層、地域経済の活性化を図るため、町の特産品や新たな商品等の発信が必要である。

オ 観光又はレクリエーション

観光入込動態調査によると、平成26年の71万4千人をピークとして、観光入込客は減少傾向にある。また、2つの道の駅が同調査全体数の86%を占めていることから、道の駅から町内観光地への誘導が必要となっている。

また、山陰道の開通を機に食のブランド化に取り組んできたが、新たな観光資源の掘り起こし不足等により情報発信力、ブランド力が低下しており、再ブランド化による情報発信やインバウンドへの取組が必要となっている。

さらに、観光バスを増やすという成果は出ているものの通過型にとどまっており、町内での観光消費の拡大や自然資源を充実させた滞在時間延長の取組が必要となっている。

このことから、「道の駅を“核”とした町内周遊の促進」、「ブランド力を高め惑星コトウラとして情報発信強化を図ること」、「農畜水産物や地域資源を活用した観光商品を開発を行うこと」が急務の課題となっている。

〔2〕 その対策

ア 農業

本町の農産物の生産振興を図るために、地域の特色を活かした農業振興施策の展開を図るとともに、ブロッコリー、スイカ、ミニトマト、梨、白ネギ等の多様な農産物を活かしたブランド化の推進を行う。

畜産業では、酪農の産地として牛乳生産の安定化を推進するため畜産クラスター事業等で規模拡大に取り組む。また第 11 回全国和牛能力共進会で肉質日本一を獲得した「白鵬 85 の 3」をはじめ「百合白清 2」といった高能力種雄牛による高品質な牛肉の増産を図る。

地域農業のリーダーとなる担い手農業者の育成を推進し、豊かで活力のある、魅力あふれる農業の実現に向けた施策を講じる必要がある。農業従事者の高齢化・後継者不足という課題を踏まえ、集落単位等で行う人・農地に関する話合いを通して今後の地域農業を担う中心経営体を確認し、担い手として位置付けられた経営体を中心に規模拡大、生産性向上、農地集積等に向けた各種支援を行う。併せて、新規就農者の確保に向けて J A ・生産部と連携して研修の受入等支援体制を整備し、農業研修生宿泊施設を活用しながら新たな担い手の確保を目指す。

国・県の補助事業を活用した耕作放棄地の解消を行い、農業従事者の高齢化・減少によって年々増加する耕作放棄地の拡大防止と担い手の農地確保を推進する。

また、農作業の効率化・省力化を図るため、機械化の支援やスマート農業の検証・情報発信を行い導入に向けた推進を図る。

イ 林業

森林施業の集約化を図り、作業道等の路網整備など、より効率的な施業を推進する。また、森林所有者、森林組合等と協力し林業従事者の育成に努める。

ウ 水産業

養殖業への参入を支援するため、養殖生産施設整備事業を行い、養殖技術の確立等に取り組む事業者の支援を行う。

また、漁業研修制度を行い、新規就業希望者の受入を行う養殖業者に対し、研修に必要な事業の助成を行う。

エ 商工業

商工業の振興を図るため、平成 31 年に琴浦町中小企業・小規模企業振興基本条例を制定し、中小企業施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、令和 2 年度から令和 6 年度までの基本計画を策定し、時代のニーズに合った起業・創業を支援する等の商工施策に取り組んでいく。

人手不足解消を図るため、公共職業安定所「しごとプラザ琴浦」を役場敷地内に設置し、求職者及び事業所の職業相談及び就職支援を行うとともに町独自の合同求人説明会及び求職者セミナーを実施する。

また、基本計画の重点柱としている地域内経済循環の促進を図るため、効果的な施策に取り組んでいく。地域に入ってきたお金をなるべく地域内で多くの人の手に渡り循環することが地域経済を活性化する上で重要と考えるため、町民等に対し「地域内で買う」ことの重要性を認識してもらうよう「バイ ローカル運動」の啓発を行う。さらに、地元の飲食店と生産者を繋げるマッチング事業の支援を行うことで、飲食店の地元産品利用率向上に努める。

加えて、地域の特性を活かした琴浦ブランド化の推進、販路開拓に対する支援を行うことで、琴浦産品の競争力を高め、産業の更なる発展を図る。

オ 観光又はレクリエーション

人を地域の中に呼び込む観光を展開し、町産業全体の活性化につなげるため、「稼ぐ観光で町産業全体の底上げを図る！！」を基本方針として、令和2年度から令和6年度における、琴浦町第2次観光ビジョンを策定し、観光施策を推進する。

その中で、3つの重点プロジェクトとして、「道の駅を“核”として町内周遊を促進」、「まちのリブランディングにより情報発信を強化」、「農畜水産物や地域資源を活用した観光商品を開発」を掲げて、観光施策を推進する。

特に、道の駅の機能強化において、2つの道の駅の役割分担、連携強化、物産館ことうらのリニューアル、物産館ことうらの指定管理者制度の導入、観光案内所の機能強化、コロナ後に備えたインバウンドへの取組を行う。

また、琴浦ブランドの創出において、若手職員を中心とした惑星コトラウTINGプロジェクトを立ち上げ、「小さいくせにぜんぶある。惑星コトラウ」をスローガンとして、ホームページやSNSでの情報発信など様々な施策を行う。

なお、自然・歴史を活かした観光振興においては、新たな指定管理者が運営する一向平キャンプ場において、利用者等が増加しており、今後もさらなる情報発信の強化やサウナを活用した体験型観光商品の造成等による観光客の増加を目指す。

※上記ア～オの施策については鳥取中部ふるさと広域連合を構成する倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町をはじめとした他市町村との連携を図り、農林水産業の振興や地域経済の拡大、地域資源を活用した観光プランの構築等を進める。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農業	【水利施設等保全高度化事業】	県	
		【農業水路等長寿命化・防災減災対策事業】 ・ 県営水管理施設更新事業(危機管理システム等) ・ 県営機械施設更新事業(水利施設整備)	県	
	(10)過疎地域持続 的発展特別事業 第1次産業	【農業振興対策進行事業】 ・ がんばる農家プラン事業	農業者	
		【野菜振興対策事業】 ・ 鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業 ・ 産地生産基盤パワーアップ事業（スイカ、ブロッコリー）	J A	
		【機構中間保有地再生活用事業】	農地中間管理機構	
		【スマート農業推進事業】	町	
		【畜産振興対策事業】	町	
		【就農条件整備事業】	農業者	
		【土地改良区運営補助事業】 ・ 赤碕町土地改良区運営補助事業	土地改良区	
		【林業振興対策事業】 ・ 緊急間伐実施事業	森林所有者等	
		【森林病虫害等防除事業】 ・ 松くい虫特別防除事業 ・ ナラ枯れ被害対策事業	町	
		【水産業進行対策事業】 ・ 漁業近代化資金利子補給事業 ・ 栽培漁業地域支援対策事業 ・ 持続可能な栽培漁業推進事業	漁協	
		・ 漁獲共済掛金軽減事業	全国合同漁業共済 漁協	
		・ 水産多面的機能発揮対策事業	藻場保全活動組織	

	商工業・6次 産業化	・漁業研修事業	養殖事業者・漁協	
		【商工業の振興事業】 ・商工会補助金 ・起業支援補助 ・小規模事業者経営改善資金利子補給補助金	町	
		【雇用確保事業】 ・未来人材奨学金返還支援補助金 ・雇用確保（HPリニューアル等支援）	町	
	観光	【観光振興事業】 ・コトウラ観光産業化プロジェクト事業 ・観光情報発信業務委託料 ・観光看板等整備	町	
		【船上山管理事業】	町	
		【道の駅管理運営事業】 ・道の駅ポート赤碕管理運営負担金 ・道の駅琴の浦清掃委託料	町	

【4】産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
旧赤碕町全域	製造業、情報サービス業等、農 林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「産業の振興」計画のとおり。

【5】公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である20年間において、全体延床面積の15%（2.2万㎡）を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要となる施設整備等を行う。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア電気通信施設等情報化のための施設

行政及び防災などの広報については、町内全域に屋外拡声子局を整備しているほか、全戸に戸別受信機を貸与しており、確実に防災情報、行政放送を届けられる仕組みを構築している。また、ホームページやSNSを活用した情報発信も行っている。令和3年度からは、スマートフォンにアプリを登録すれば防災緊急情報を確認することができる町内防災情報配信アプリ「コスモキャスト」を導入し、屋外拡声器が聞き取りづらい場所や町外でも防災情報を確認できる環境整備を行った。しかし、防災緊急放送のみ配信しているため、通常の行政放送はアプリで確認できない状況である。また、音声のみで配信しているため、耳の不自由な方が防災緊急放送等を確認できるよう整備が必要である。

情報格差の問題については、平成29年度に町内全域に光ケーブル網を整備し、超高速ブロードバンド(FTTH)の利用が可能となっている。光ケーブル網の運営方法については、公設民営の形式をとっており、ケーブルテレビ放送、ネット通信サービスについては地元ケーブルテレビ局(鳥取中央有線放送(株))がサービスの提供を行っている。

令和2年度現在において、ケーブルテレビ放送の加入率は76.28%と高い加入率となり、安定したテレビ視聴ができる環境が整っている。

携帯電話については、生活に身近な物となり災害等での伝達手段として有効である。町内では平成20年まで通信のしづらい不感知地域(上中村)が存在していたが、情報通信格差是正事業(移動通信用鉄塔整備事業)により、町が通信用鉄塔を整備しKDDIがサービスを提供することで不感知地域は解消された。

(2) その対策

ア電気通信施設等情報化のための施設

情報通信網については、過疎地域における安全、安心、利便性を確保し、地理条件の不利性を克服する上で効果的な社会基盤であり、地域の実情に応じた基盤整備を促進する。町内全域に整備された光ネット回線を活用して日常生活はもとより、保健、医療、福祉、教育、文化、防災など町民生活に係わるあらゆる分野での利便性向上を図ることが重要である。

日常生活においてはテレワークやオンライン会議、スマートフォンの利用等、住民の情報活用能力の向上を図る必要がある。特に高齢者ではデジタル技術を使いこなせる方と、そうでない方の「デジタル格差」の解消が重要な課題となっている。高齢者のインターネット利用、デジタルデバイスの活用を促進、支援し、ICTの発達した社会に誰一人取り残さない人に優しいデジタル化の進んだ地域づくりを行う。

また、行政手続きではマイナンバーカードを用いた各種届け出や申請のオンライン化、税

金や手数料納付のキャッシュレス化など、デジタルを活用した業務の効率化、省人化を推進する。防災情報配信アプリについては、現在緊急放送のみを音声で配信しており、通常の行政放送の配信と耳の不自由な方のための文字配信が課題となっているが、今後は音声並びに文字によって配信することで、より確実に防災行政情報を住民に届けることができるよう整備していく必要がある。

【3】計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設	【光ケーブル施設維持管理事業】	町	
	ブロードバンド施設	【光ケーブル施設改修事業】	町	
	防災行政用無線施設	【防災行政無線システム維持管理事業】	町	

【4】公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である20年間において、全体延床面積の15%（2.2万㎡）を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行う。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 町道

町道の整備は町民の生活に必要な社会基盤となるが、過疎化の進行により様々な課題に直面している。

道路管理及び橋梁管理のために長寿命化計画を作成しているが、事業を行うに当たり、財源の確保が困難になりつつある。また、高齢化等により地元での道路管理が年々困難になり、道路管理者に対する管理の要望が増加している。

町道橋は町内に 166 橋あるが、老朽化が進んでおり、計画的に修繕を行うものの膨大な事業費が見込まれる。橋梁修繕には専門的知識が必須であり、職員では監督が困難である。

そのほか、町有除雪車の老朽化が進み、修繕費用が増加している。除雪機械は特殊であり、業者が所有するのは困難なことから、今後は計画的に機械の更新を行っていく必要がある。

請負業者の減少、作業員の高齢化等による担い手不足が今後懸念されるため、担い手確保についても検討が必要である。

イ 農道・林道

農道及び林道の整備は、活力ある産業経済の発展や住民生活の向上などまちづくりの基礎として非常に重要な役割を担っている。農産物等の流通を効率的に行うため、広域的な役割をもった農道の整備を図る必要がある。

老朽化が進んでいる農道橋梁については、適切な点検・評価などを実施し、計画的な維持管理を図る必要がある。

また、間伐材を搬出するための林道、作業道の整備が必要となっている。

ウ 公共交通

本町では、平成 20 年 5 月より町営バス（自家用有償旅客運送：市町村運営）を運行しているが、その利用者数は平成 24 年度の 11 万 2 千人をピークに、令和 2 年度は 5 万 3 千人までに減少している。この要因は、町全体の人口減少、免許を保有していない年齢層（主に高齢女性）の減少、小学校統合によるスクールバスの導入にある。

また、平成 30 年度には、運転手不足を背景にそれまで町営バスの運行を委託していた交通事業者より事業撤退の申し入れを受け、町営バス事業存続が危ぶまれる事態となった。その後、町内の運送事業者の一部路線の委託を行うことで令和元年度からの 3 年間の運行を確保することができたが、運行経費は増加し継続運行が困難な状況が続いている。

現在、町では効率的で持続可能な地域交通事業のため、有識者による検討会議や住民会議などを開催し、令和 4 年度からの町営バスの運行計画全体の見直しを進めている状況にある。

また、バス停までの歩行が困難な高齢者や障がい者にとっては、タクシーが通院や買い物など生活に必要な移動手段となっている実態もあり、バスだけでなくタクシー事業存続に向けた取組も求められている。

こうした中、特に中山間地域では、地域でのワークショップやアンケート結果から免許返納後の移動手段に不安を感じる声が多くあり、大きな課題となってきた。町営バスの効率的な運行や料金等による見直しとあわせて、地域で移動を支え合える共助交通の推進など生活交通を確保するための仕組みづくりを進める必要がある。

〔2〕 その対策

ア 町道

琴浦町道舗装等修繕計画、琴浦町橋梁長寿命化計画を策定し、予防保全の観点から舗装、橋梁等の長寿命化、維持管理コストの縮減を図るとともに、予算の平準化を図る。

また、道路等の地元管理を推進するため、修繕に係る機械代や材料費の助成を行うほか、自主的に土木愛護団体を結成し、清掃・除草・植栽管理等の愛護活動を実施する集落に交付金を支援する。地元要望への対応については、緊急性や必要性を考慮し対応する。

職員で監督が困難な工事については、鳥取県建設技術センターに技術支援を委託する。

除雪作業に関する課題については、除雪車の更新を計画的に行うとともに、除雪作業員の担い手確保のため、除雪車運転に必要な免許取得にかかる費用の一部を助成する。地元集落が自主的に行う除雪活動に対し、機械代や燃料費等の支援を行う。

イ 農道・林道

農道は、農業生産基盤として農業振興における重要な役割を担っているため、県営事業を中心に整備促進を行う。

農道橋梁については、損傷の早期発見や計画的な維持管理を行うことが求められており、適切な点検・評価に基づく計画的な維持管理を実施することで道路網の安全性・信頼性の確保、地域住民の安全・安心な暮らしを実現する。

また、林道及び作業道については、必要性を考慮しながら整備を行う。

ウ 公共交通

日常生活に必要な移動を確保するためには、効率的で持続可能な地域交通とすることが必要であり、令和4年度からの3年間について、次の方針に基づき町営バスを含めた地域交通全体の見直しを行う。

- ①スクールバスとの混乗利用による効率的な町営バスの運行
- ②利用者の少ないバスの減便
- ③地域毎での移動を支える仕組みづくりのため、共助交通を推進
- ④交通空白地におけるタクシー助成制度の実施

これらの取組を通じて地域の移動を確保することにより、コミュニティの強化と安心して暮らすことができる地域づくりを推進する。

【3】計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道路	【町道、道路施設等維持修繕事業】 ・町道松谷種畜場線舗装修繕工事	町	
		【道路改良事業】 ・町道小学校松谷線道路改良工事測量設計業務 ・町道佐崎線道路改良工事	町	
		【橋梁修繕事業】 ・坂ノ上橋橋梁耐震化工事	町	
		【橋梁定期点検事業】	町	
		【除雪対策事業】 ・町道の除雪委託、機械の借上 ・地域の除雪活動へ補助金交付 ・除雪車の整備、更新	町	
	(2)農道	【農道整備事業】	町	
		【農道橋りょう定期点検事業】	町	
	(3)林道	【林道整備事業】	町	
		【林道橋りょう定期点検事業】	町	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	【町営バス運行事業】	町	
		【交通空白地生活交通確保事業】 ・交通空白地タクシー助成事業 ・交通空白地有償運送事業運営補助金	町	

【4】公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である20年間において、全体延床面積の15%（2.2万㎡）を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行う。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道

本町では安心・安全な水道水の安定供給に努めてきた。しかしながら、水道施設の多くは、昭和 40 年代の建設・拡張期から既に法定耐用年数を経過した施設が多く、更新のピークを迎えており、改修・更新に多額の費用が必要となる。

これらのことから、琴浦町水道事業ビジョン（経営戦略）による投資・財政計画により、計画的に水道施設の更新整備を行うとともに、県や他の市町村との連携による経営の共同化や施設の統廃合など広域的な取組を検討し、将来に向けた持続可能な事業運営が求められる。

また、東伯地区において水道事業とは別に、地域が独立して管理運営している専用水道及び飲料水供給施設が 9 カ所ある。水道施設は既に耐用年数を経過しているが、高齢化及び人口減少により収益が減少しており、今後施設修繕や運営、負担の考え方等について検討が必要となる。

旧赤碕町地域は、人口減少及び節水型社会への移行による水需要の減少から水道料金収入が減少しているとともに、耐用年数の経過により水道施設（管路含む）の更新整備が必要となるため、水道事業経営を圧迫していくことが想定される。安定した水道事業運営のために、水道施設の統廃合や施設・管路のダウンサイジングを含めた見直し、経営の合理化を図ることが急務となっている。

上水道の水源（配水池含む）の常時監視を行う中央監視システムの内、2 カ所の通信回線が令和 5 年 3 月をもって使用できなくなるため改修が必要となる。

イ 下水道

琴浦町の下水道事業は、生活環境の向上、公共水域の水質改善を図るために欠かせないライフラインとして、農業集落排水及び公共下水道の整備を行い、概ね整備が完了した。

しかし、汚水処理施設は供用後 20 年以上経過し老朽化が進んでおり、今後の施設の改築・更新に多額の費用が必要となることや、人口減少に伴い使用料収入の減少も予測される。

将来にわたり維持管理を適正に行い、安心して下水道を利用してもらうため、「琴浦町下水道事業経営戦略」を改定し、投資・財政計画により、計画的に下水道施設の更新整備を行うとともに、県が主体となり県下全市町村が取り組んでいる広域化・共同化検討会の中で、広域的な汚水・汚泥処理等に取り組むことを検討し、今後の維持管理費を抑制し、持続可能な下水道事業の運営を行うことが求められる。

旧赤碕町地域の下水道利用件数は、下水道 1,488 件、農業集落排水 164 件、合計 1,652 件あるが、現在の使用料金だけでは施設の維持管理・耐用年数に応じた施設の更新費用を賄う

ことはできず、一般会計からの（基準外）繰入金に頼らざるを得ない状況である。

旧赤碕町地域には下水道の処理施設である赤碕浄化センター1カ所、下水道と農業集落排水の管路施設にあるマンホールポンプは下水道31カ所、農業集落排水7カ所で合計38カ所を設置している。これらの施設には機器故障等の異常を通知する警報装置を設置しており、インターネット回線を使用してスマートフォンに通知することで随時状態確認が可能となっている。中には固定電話回線での通知のため役場分庁舎内での確認に限られる場合や、施設に設置しているパトライト発光での通知のため現地に行かないと確認できない施設があわせて13施設ある。警報確認、緊急対応も遅れるため最悪の場合、汚水処理に支障をきたしたり、道路や宅内に溢れ出すといった事態が発生する恐れがある。

ウ 廃棄物処理

本町においては13種類の分別収集に取り組んでいる。収集されたごみは倉吉市のほうきリサイクルセンターで中部圏域の自治体が広域的に焼却処理を行っているが、焼却灰等の最終埋立処分場は約18年後には一杯となる見込みである。また、琴浦町では住民一人あたりの家庭ごみ排出量が年々増加し、処理費用も増加していることから、さらなるごみの減量化が課題となっている。

これらの問題解決のため、これまでの経済社会システムから脱却し、住民一人ひとりがリデュース・リデュース・リユース・リサイクルの「4R」の意識を持って、地球環境に配慮した資源循環型社会の形成を推進することが求められている。

また、脱炭素社会実現を実現するため、プラスチックごみの回収・処理も重要となるが、中部圏域には焼却以外の処理施設がないことも課題となっている。

エ 火葬場

琴浦町営斎場は、年間300件前後の施設の利用がある。安心して斎場を利用していたくためには、経年劣化のため空調設備及び火葬炉設備の更新が必要となった。

オ 消防・防災

常備消防として、鳥取中部ふるさと広域連合での広域消防体制で、火災、災害等に備えている。非常備消防として消防団を地区ごとに配置するほか、自主防災組織の結成を促し、互助の取組を支援している。

避難所については、公共施設の老朽化対策に取り組むほか、避難所運営などに必要となる物資の確保を行い、備蓄倉庫での保管を行っている。

人口減少、高齢化による課題として消防団、自主防災組織の維持、存続が困難となりつつある。そのほか、高齢者の行方不明者の捜索等のため、防災無線やその他の広報・周知のための防災無線等が必要不可欠なものとなっている。

消防水利については、防火水槽、消火栓を設置しているが、老朽化の問題も生じている。

カ 住宅

過疎化に伴い、空き家の増加や老朽化した危険空き家等が問題となっている。現在赤碕地区に12戸ある危険空き家の所有者に対して除却を指導しているが、今後も空き家は増え続けることが予想される。

また、住宅・建築物の耐震化や危険ブロック塀の撤去が進んでいない状況である。

工場や飲食店など民間事業主が行う、エレベーターや車椅子用トイレの改修の補助を行っているものの、申請者数は伸び悩んでいる。

公営住宅については、今後、耐用年数を迎えるものが多く、除却等の検討が必要となっている。

キ 公園

公園は、子どもから高齢者まで幅広い世代の生活を豊かにするために必要なものであり、整備を行っている。公園に設置している遊具は、経年劣化が進んでいるものもあるため、安全に利用していただくために毎年度点検を実施している。

旧赤碕町については、比較的規模の大きな遊具は赤碕ふれあい公園(ポート赤碕)に設置しているが、老朽化が進行しており更新が必要となっている。本町及び旧赤碕町地区のゲートウェイである道の駅琴の浦が本公園から約1kmの距離にあることから、公園を起点とした地域内の周遊などにより地域の活性化を図る。

ク 河川・水路

水路の老朽化により破損等が年々増加している。高齢化等により地元での河川、水路管理が年々困難になり、河川、水路管理者に対し管理の地元要望が増加している。

〔2〕 その対策

ア 水道

水道事業ビジョン(経営戦略)の老朽化施設の更新及び基幹管路の耐震化更新計画に基づき、旧赤碕町地域の大部分の給水を賄う赤碕金屋配水池と竹内配水池の機能統合をするとともに、水需要の減少を考慮して、適正規模の施設能力とするため、施設・管路のダウンサイジングを行い、併せて上中村地区を給水エリアに加えることにより、水道施設の縮小と維持管理費の軽減を図る。また、上水道中央監視システムの通信回線の改修を行う。

イ 下水道

旧赤碕町地域の生活環境の保全を図るため、下水道(特定環境保全公共下水道事業)の整

備を計画的に行う。また、長期的に下水道施設を計画的かつ効率的に管理する必要があるため、老朽化した赤碕浄化センター及び八幡中継ポンプの機械・電気設備の更新を行う。

下水道事業経営戦略に基づく下水道事業の財政計画により、財務・経営分析、財政シミュレーションを基に料金見直しを行う。

固定電話回線、パトライトを使用した警報装置から、インターネット回線を使用した警報装置へ取替を行う。

ウ 廃棄物処理

地域から排出される可燃ごみの減量のため、地域から排出される草木（自然に還るごみ）を捨てる土地を町が借上げる。

軟質プラスチックの試験回収の実施等、分別・リサイクルや更なるごみ減量化に引き続き努める。適正なごみ排出の啓発や中部圏域での分別・処理方法の見直し等、中部地区1市4町と鳥取中部ふるさと広域連合とが連携しながら、対策を講じる。

また、不法投棄は、景観や環境に悪影響をおよぼすことから厳しく禁止されており、不法投棄をさせないための継続的なパトロールや環境意識の高揚を図るための啓発活動を行う。

エ 火葬場

琴浦町営斎場の火葬炉設備を年次計画的に更新を行うとともに、空調機器等の付属設備についても状況を確認しながら整備する。

オ 消防・防災

消防団については人口減少、高齢化による弱体化が懸念されるが、火災時に必要な消防水利の適切な更新や車庫、消防車の更新等による消防団の充実強化策を推進する。

また、自主防災組織の活動を支援することで、人口減少や高齢化する自治会等での支え合う仕組みづくりを行うとともに、防災アプリによる災害情報等の伝達を行い、安心・安全な地域づくりを推進する。

カ 住宅

建築物の耐震化やブロック塀の除却、バリアフリーの補助金のPR強化により制度活用を促す。危険空き家の所有者に指導書・勧告書を送付し、建築物の適正管理を指導する。

耐用年数を迎え、用途廃止した公営住宅は、除却又は、PFI手法の導入や入居者への譲渡などを検討する。

キ 公園

定期的な点検をもとに、必要な修繕や不要となった遊具の撤去を実施する。修繕、撤去の

撤去の際には劣化状況のほか、需要調査・地元協議を行い、住民のニーズに沿った対応を行う。

赤碕ふれあい広場の老朽化が深刻化する中、旧赤碕町のこどもの遊び場の確保だけでなく、町内外の方が立ち寄るにぎわいのある公園へリニューアルする。

自治会単位で整備された公園は、自治会の活性化のため地元の意向を踏まえ、子どもから高齢者まで利用できる公園目指し整備する。

ク河川・水路

地元集落での維持管理を支援するため、修繕に係る機械代、材料費の助成を行うとともに、緊急性や必要性を考慮した地元要望への対応を行う。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	【竹内地区配水池等整備事業】	町	
		【上水道中央監視システム通信回線改修】	町	
	(2)下水処理施設 公共下水道	【下水道整備事業】 ・下水道整備事業(特環) ・ストックマネジメント ・マンホールポンプ非常通報装置取替	町	
		【下水道（農業集落排水）使用料金改定検討業務】	町	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	【一般廃棄物処理事業】 ・ごみ収集運搬等業務 ・資源ごみ回収報償金	町	
		・ごみ処理施設管理運営	鳥取中部ふるさと広域連合	
	(4)火葬場	【琴浦町宮斎場整備事業】 ・収骨室空調設備取替改修工事 ・火葬炉設備等更新事業	町	
	(5)消防施設	【消防水利確保事業】 ・消火栓修繕事業 ・防火水槽修繕事業	町	

		【非常備消防事業】 ・ポンプ車更新 ・消防車庫の老朽化対策	町	
	(6) 公営住宅	【公営住宅管理事業】 ・公営住宅の維持管理 ・用途廃止となった公営住宅撤去	町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	【自主防災活動事業】 ・自主防災組織支援	自主防災組織	
		・支え愛マップ	自治会等	
	その他	【非常備消防事業】 ・消防団装備品 ・消防教育・訓練	町	
		【耐震診断委託事業】	町	
		【震災に強いまちづくり推進事業】	町	
		【福祉のまちづくり促進事業】	町	
		【空家対策事業】	町	
		【公園整備・管理事業】 ・赤碕ふれあい公園遊具リニューアル事業 ・遊具点検 ・遊具撤去、修繕	町	
		【河川維持管理事業】 ・別所川河床掘削工事	町	

【4】 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である 20 年間に於いて、全体延床面積の 15% (2.2 万㎡) を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行う。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

〔1〕現況と問題点

ア 子育て環境の確保

核家族化やひとり親家庭の増加、地域社会のつながりの希薄化などから、子育てにおける保護者の社会的責任、経済的負担が大きくなっている。

全国的に少子化が進む中、本町においても出生数、妊娠届出数の減少は深刻化しており、令和2年度は、年間出生数が初めて100人を下回った。人口推計によると、未就学児及び入園児数が今後大きく減少していく見込みとなっている。特に旧赤碕町地域の子どもの人数が減少しており、将来的には公立園の統合の検討が必要である。

また、ふなのえこども園は、施設の老朽化が進み、施設や機能の不十分さや安全面における不安もあり、新園舎の建設が求められている。

イ 高齢者福祉

本町の高齢化率は36.9%で、2025年には約38%に達すると予測しているが、認知症予防など早くから介護予防施策に取り組み、要介護（支援）認定率は、下降傾向であり、認定者数も抑制気味となっている。

令和元年に実施した高齢者を対象とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から、「介護が必要となっても自宅で生活したい」と思っている方が半数以上を占め、「自宅で最後を迎えたい」と思っている方も6割を占めていた。今後、高齢者が安心して地域で最後まで生活を送ることができるように、高齢者を対象とした医療・福祉などの連携や一人暮らし高齢者世帯の増加による地域の支え合いや見守りなどに対応することは重要である。

ウ 障がい者福祉

障がい児・者の自立促進・生活改善・社会参加を増進するため、自立支援給付・地域生活支援事業を実施している。

障がい者の相談窓口として「琴浦町障がい者地域生活支援センター」をH21年から設置し、相談に応じている。そのほか、広域的な相談窓口として中部1市4町で中部障がい者地域生活支援センターに障がい者相談支援事業を委託している。

〔2〕その対策

ア 子育て環境の確保

子育て世帯の経済的負担軽減と乳幼児期の家庭保育環境の充実等により、保護者の子育ての選択肢を広げることで親子の愛着形成を促進し、出生率の向上を図る。また、不妊治療に加えて安全・安心な妊娠、出産に関する相談や情報提供の充実等、子どもを持ちたいとい

う希望を叶える支援を行う。

子どもと母親の心身の健康を守るため、妊娠期から継続した支援を行い、任意予防接種の一部助成や妊婦健診、産後健診、乳児健診等を実施する。また、健診時に保護者へ育児の助言や子育て支援の情報提供も行い、育児負担感の軽減、困り感の把握に努め、適切な支援へとつなげていく。

未就学児への安定した教育・保育を提供するため、旧赤碕町地域の公立こども園運営を行うほか、私立こども園へ教育・保育施設型給付費の支給や子育て支援事業等への支援を行う。老朽化したふなのえこども園については、地域に開かれた多機能な施設として成美地区公民館と同一敷地内に新園舎を建設することとし、建設に際してはワークショップを開催するなど保護者をはじめとする多くの意見を設計に反映させる。

イ 高齢者福祉

高齢者が住み慣れた家庭や地域で、元気でいきいきとした生活を送るため、各種施策を総合的に推進する。介護や支援が必要な状態となっても、高齢者自身の意思を尊重し、安心して地域で最後まで生活を送ることができるよう、エンディングノートを普及啓発し町民のニーズを把握するとともに、医療と連携をし訪問看護・介護等のサービス体制を強化し、地域コミュニティの活性化を図る小さな拠点づくりなど地域包括ケアシステムの構築を目指す。

ウ 障がい者福祉

多様化する対象者のニーズに即し、それぞれが望む生活を実現するために、必要な障がい者福祉サービスの支給決定を行う。

就労等の相談があれば、各関係機関との連携を図りながら対応する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等の	(2)認定こども園	【ふなのえこども園新築事業】 【私立こども園大規模修繕事業】	町 赤碕こども園	
保健及び福祉の 向上及び増進	(8)過疎地域持続 的発展特別事業 児童福祉	【こども園等運営、子育て支援】 ・保育料・副食費軽減事業 ・公立こども園運営事業 ・乳幼児家庭保育支援事業 ・私立こども園教育・保育施設型給付 費支給事業	町	

	高齢者・障害者福祉	・私立こども園運営費補助事業 ・私立放課後児童クラブ運営費補助事業		
		【子育て世代包括支援センター事業】 ・不妊・不育症治療費の助成事業 ・子どもの予防接種 ・妊婦健康診査 ・産後健康診査 ・乳児健康診査 ・5歳児健康診査	町	
		【赤碕児童館運営】	町	
		【介護予防予防教室】	町	
		【介護予防サークル】	町	
		【地域包括支援センター運営事業】 ・介護予防ケアマネジメント	町	
		【エンディングノートの普及啓発】	町	
		【障がい者福祉事業】 ・重度障がい者タクシー料金助成事業 ・作業所等障がい者交通費助成 ・障がい者インフルエンザ予防接種給付費 ・重度在宅障がい者福祉手当 ・自動車改造費・運転免許取得費助成	町	
		【社会福祉協議会運営補助事業】	社会福祉協議会	

【4】 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である20年間において、全体延床面積の15%（2.2万㎡）を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行う。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア 医療と保健

本地域においては、内科医院は3院、小児科・内科医院は1院、歯科医院は2院あるものの、山間部から医療機関までは物理的な距離があり、また、入院できる医療機関はなく、安心して医療が受けられる体制の整備が必要である。

医療費については、国民健康保険では被保険者の減少とともに高齢化が進み、後期高齢者医療では今後団塊世代が75歳に到達して後期高齢者が急増する等、高齢者の医療費の増大が大きな課題となっている。増え続ける医療費の問題を解決するには定期的な検診等による疾病の早期発見・早期治療が必要なため、特定健診やがん検診の受診率の向上等に向けて引き続き取り組むことが重要である。また琴浦町は、同規模の近隣地域や県平均と比べ生活習慣病疾患や人工透析者数が多く（町内の有病率：糖尿病（町：47%、県：44%）、高血圧症（町：47%、県：44%）、自らの健康課題を把握し、若い世代からの疾病予防や運動習慣の定着を図ることが必要である。

(2) その対策

ア 医療と保健

健康寿命の延伸を目指し、心豊かで健康に長生きするためにも、働き盛りの若い世代からの疾病予防や運動習慣の定着を図るとともに、健康診査・がん検診受診及び、精密検査の受診の必要性を啓発し、特定健診・がん健診の受診率の向上を目指し、未受診者への働きかけを継続する必要がある。

今後の対策としては、山間部から医療機関までは物理的な距離があり、安心して相談、健康に関する情報が身近で得られる拠点を整備し、ICTを活用することで医療機関等とも相互共有を図り、自己の健康行動を促し地域全体の健康意識の向上に繋げる。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的 発展特別事業 その他	【各種がん検診】 ・医療機関実施 胃・大腸・肺・乳がん 40歳以上 子宮がん検診 20歳以上 ・集団検診 胃・大腸がん 30歳以上 肺・乳がん 40歳以上 子宮がん 20歳以上	町	

		【特定健診及び特定保健指導】	町	
		【健康づくり事業】	町	
		【高齢者インフルエンザ】	町	
		【高齢者肺炎球菌】	町	

【4】 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である 20 年間に於いて、全体延床面積の 15% (2.2 万 m²) を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要となる施設整備等を行う。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本町の義務教育施設（小学校5校、中学校2校）のうち旧赤碕町には小学校2校、中学校1校を有している。少子化の影響による児童生徒数の減少や施設の老朽化のほか、特別支援学級への入級児童生徒の増加、教員の多忙化等が課題となっている。

誰一人取り残すことのない個別最適化された学びの実現に向けて国が進めるGIGAスクール構想に賛同し、令和2年には児童生徒1人1台のタブレット端末をいち早く導入した。あわせて校内ネットワークの拡充や周辺機器の整備、指導者用デジタル教科書などソフト面の充実を進めている。さらに、教職員の指導力向上に向け、企業等と連携して研修を行っている。

また、地域に愛着を持ち、ふるさとを継承、発展させようとする意欲や態度を身につけた人材を育成するために、地域の自然や歴史、文化、人物などを取り上げるなど「ふるさと教育」に取り組んでいる。

イ 社会教育

社会教育の推進にあたっては、町民一人一人が生涯の各期にわたって、学習やスポーツに取り組むことができる環境づくりが必要となっている。

このうち学習提供の場である生涯学習センター、9つの地区公民館では、これまで町民の興味や関心に合わせた教養講座の実施のほか、町民や団体による生涯学習活動などが行われているが、人口減少、少子高齢化など社会状況の変化に伴い、町民が暮らす地域の課題解決に向けた学習の提供や取組を実践できる仕組みづくりが必要となっている。また施設面では建築から20年以上経過した建物が多く、設備も含め老朽化の対処、町民の生涯学習活動のニーズに合わせた改修等の必要がある。

図書館は本館、分館あわせて町内に2カ所あり、約19万冊の資料を所蔵している。生涯学習施設として重要な役割を果たしている。また、現在、図書館には地域の課題解決支援や居場所としての役割が求められている。琴浦町においても多世代が集い、交流を促す施設を要望する声が上がっているため、複合施設としての利点を活かした町民に役立つ新しい図書館を検討している。また、児童生徒の読書活動のために学校図書館が重要であり、本館との連携や施設、体制の充実が必要となっている。

町内の社会体育施設には、東伯総合公園・総合体育館をはじめ、赤碕総合運動公園、農業者トレーニングセンター、武道館、小・中学校体育館などがあり、町民のスポーツ・レクリエーション活動に広く利用され、健康増進や活動者の交流の場として役割を果たしている。しかしながら、経年による施設や設備の劣化のほか、水銀灯の廃止など現在の法令等に合わ

せた改修の必要があるほか、町民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、安全な利用を提供するため維持管理の充実を図る必要がある。また、町民のスポーツ活動については、町体育協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員等を中心にスポーツ大会や教室を開催しているが、これらの自主的な活動を発展させるための運営体制の充実、幅広い年齢層が参加できる内容の見直しや工夫が必要である。

ウ 人権・同和教育

人権尊重の社会づくりにむけ、人権・同和教育部落懇談会（小地域懇談会）などの住民の人権意識の高揚に向けた啓発が必要だが、参加者数の減少など住民への啓発が難しくなっている。また、地域のコミュニケーションが希薄になっている昨今、隣保館での地域住民の相談内容も多様化しており、相談への対応が困難になっている。

インターネットを利用した差別情報の氾濫やいじめ、子どもや高齢者等に対する虐待など、深刻な人権侵害も大きな問題となるなど、多様化する人権問題に対応する人権教育が必要となっている。また、子ども～小中学校保護者～高齢者など幅広い世代に対する教育・啓発の機会（働きかけ）が不足している。

〔2〕 その対策

ア 学校教育

地域の将来を担う人間性豊かな人材の育成を図るため、教育内容及び教育施設の充実に努める。

教育内容については、ICTを活用することで、児童生徒の興味や関心を高め、教わる授業から子どもたちが主体的に学び、お互いに教え合い学び合う協働的な学びを実現するとともに、個の特性や能力に応じた個別学習も進めることができるよう、デジタル教材の導入や教職員研修の実施などを進める。

国際社会で通用する人材の育成に向けて、小学校にも ALT を配置し、低学年から外国語や外国文化に触れる機会を作るほか、中学生が外国文化を実体験する機会として海外派遣を行う。

学校と地域が連携し、地域に愛着と誇りを持つことで、子どもたちが自立し、自分らしい生き方を実現するために、幼少期から小学校、中学校、高校と継続したふるさとキャリア教育を推進する。

教育施設については、児童生徒数の減少や施設の老朽化に対応するため、定期的な点検と計画的な改修を行うとともに、トイレの洋式化や照明の LED 化など、時代に即した施設の整備についても、年次的に計画し実施していく。

イ 社会教育

町民一人ひとりが生涯の各期にわたって、学習を実践できる環境づくりを進めるため、社会教育関係機関、各種団体及び学校と連携を図りながら社会教育の振興に取り組む。また、公民館については、地域課題など新たな問題解決への取り組みを、町民主体で考え、実践するための場としてまちづくりセンター化など運営方法や組織の見直しを図るほか、それらの活動を行う環境づくりとして施設整備などに取り組む。

生涯学習センターについては、建築から24年以上経過しており、設備の老朽化、現法令で不適格となったホール天井、エレベーターがあるなどのハード面の課題のほか、町民の生涯学習活動のニーズに対応できる施設として改修し、施設の長寿命化を図る。

図書館では書架の充実を図り、本に親しむ機会を提供するとともに、乳幼児から高齢者までさまざまな世代に向けた事業を展開し、町民が図書館へ訪れるきっかけ作りを行う。また、仕事や生活に必要な情報の収集、提供を行い地域の課題解決を支援するとともに、生涯学習センターのリニューアルにあわせて、情報に触れながら多様な人々が交流できる施設を目指す。さらに、本館を中心として学校図書館との連携を図り、司書の配置や図書費の充実により、全町で子どもの読書活動を支援する。

社会体育はスポーツ関係団体との連携ほか、スポーツ指導者の育成など生涯スポーツを推進する体制整備を行い、スポーツ関係行事や教室を充実させるなど、町民がスポーツ・レクリエーション活動へ参加しやすくする取り組みを行う。また、子どもから高齢者までさまざまな世代の多様な活動に供するため、施設整備を進めるとともに、町内スポーツ関係団体など町民による主体的な活動への移行も視野に、総合型地域スポーツクラブなど運営方法も検討する。

ウ 人権・同和教育

県内講師の選定やオンラインを使用した研修を取り入れて幅広い世代の参加者を募り、人権啓発を実現する。また、福祉関係など関係部署と連携し、相談者に寄り添った対応に努める。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(3)集会施設、体育 施設等	【まなびタウンとうはくりニューア ル】	町	
	公民館	【公民館移転・改修事業】 ・以西地区公民館移転・改修 ・安田地区公民館移転・改修 ・成美地区公民館建設（移設）	町	

	体育施設	【社会体育施設管理事業】 ・社会体育施設の LED 化 ・社会体育施設鍵収納スマートボックス設置 ・東伯総合公園管理事業 ・農業者トレーニングセンター運営	町	
	図書館	【図書館運営費】	町	
	(4)過疎地域持続的 発展特別事業	【少人数学級の実施に関する協力金】	町	
	義務教育	【A L T 配置事業】	町	
		【進学奨励金給付事業】	町	
		【赤碕地区教員用 P C リース料】	町	
		【赤碕中校区児童生徒用端末リース料】	町	
	その他	【赤碕隣保館運営費】	町	
		【人権・同和教育推進事業】	町	
		【社会福祉総務事業】	町	
	【中学生海外派遣事業】（再掲）	町		

【4】公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である 20 年間に於いて、全体延床面積の 15% (2.2 万㎡) を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行う。

個別施設計画に基づき、教育施設の長寿命化を図り、時代に即した施設整備を行うため、施設の維持管理に係る年次計画を立て、実施していく。

10 集落の整備

〔1〕現況と問題点

ア 自治会

暮らし続けることのできる地域づくりのために重要な役割を果たす基礎的単位として、自治会の共助が不可欠である。

旧赤碕町には67の自治会があるが、人口減少、高齢化により役員のなり手が不足するなど、集落機能の維持が困難になっている。これまでの自治会を中心とした共助の活動が地縁意識の希薄化などにより活気を失いつつある。

イ コミュニティー

人口減少、高齢化が進む中、生活サービス機能やコミュニティ機能等の維持が大きな課題となっている。

町内9地区に設置している地区公民館は、生涯学習講座やスポーツ大会等の社会教育活動を行ってきたが、同時に地域コミュニティ機能の維持においても重要な役割を担ってきた。しかし、今後ますます多岐にわたるであろう地域課題や住民ニーズに対応するためには社会教育機関としての地区公民館の役割だけでは対応が難しい現状がある。一方、自治会単位では区長や役員のなり手がいない、子ども会活動が成り立たない、自主防災組織や総事の参加者不足、祭り等の地域行事の運営が困難といった課題がある。

これらの問題は地域によって状況が様々で全町的な対応が難しく、また自治会単位では対応できないものも多いため、解決にむけて新たな広域的な地域コミュニティの在り方について議論が必要である。

赤碕地区の防災及び文化交流と地域活動の拠点の場である赤碕地域コミュニティセンター（竣工：平成17年）の電気設備（キュービクル・非常用発電機ほか 耐用年数15年）が、竣工から16年が経過しており更新が必要となってきている。

〔2〕その対策

ア 自治会

自治会による共助により安心して暮らし続けることのできる地域づくりのための支援を行う。

イ コミュニティー

地区ごとに作成する人口ビジョンを検証し、地区住民によるワークショップを実施することで、地区に応じた具体的な地域活性化策を検討・推進する。さらに、全町一律で対応が困難な地域ごとの課題や、集落単位で解決が難しい課題に対応するため、新たな地域コミュ

ニティー組織として「まちづくりセンター（仮）」の設置を検討し、住民自らが解決し、助け合う「共助」の仕組みづくりを行う。

また、地域の拠点としての施設、赤碕地域コミュニティーセンターの電気設備を年次計画的に更新を行う。

【3】計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 その他	【部落自治振興交付金】	自治会	
		【地区区長会運営費補助金】	地区区長会	
		【コミュニティ助成事業】	自治会・自主防 災組織	
		【自治会集会施設整備費補助金】	自治会	
		【赤碕地域コミュニティーセンター 電気設備更新事業】	町	
		【集落支援員活動事業】	町	
		【地域づくり事業】	町	

【4】公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である 20 年間において、全体延床面積の 15% (2.2 万㎡) を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要となる施設整備等を行う。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 文化振興

本町には国特別史跡齋尾廃寺跡をはじめ、国、県及び町の指定・登録文化財が多く存在する。また、指定・登録文化財のほかに、町内にはこれまで地域の方々に守り伝えられながらも文化財としての価値付けがされていない未指定文化財や伝統文化も多い。これらは町の歴史、文化を現代に伝えるとともに、この町で生まれ育った私たちの誇りとなる貴重な歴史文化遺産である。

近年、この歴史文化遺産を取り巻く状況は、過疎化、少子高齢化など社会状況の変化による後継者の不在、維持管理や修理など後世に残すための必要な財政的な不足などが問題となっている。

これらの歴史文化遺産を地域の誇りとしていかにして後世に残し、町の資源としその価値や魅力を発信し普及啓発するなど活用の取り組みは今後の重要な課題である。

文化芸術は、現代に生きる私たちの創造活動であり、表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、共に生きる絆を形成するために必要不可欠なものである。町内においても、文化芸術活動は活発に行われているが、上記の歴史文化遺産と同じく過疎化、少子高齢化などによる活動者の減少、高齢化、練習や発表施設の老朽化による利用停止など活動場所の縮小も課題となっている。文化団体による活動は個々の活動内容と地区にとどまっており、広がりを持った活動を行うために町内で一本化することも検討を要する。また、生活様式の多様化に伴い文化芸術の範囲も多様化しており、文化芸術活動者の実態把握とともに鑑賞、発表、活動の支援に取り組む必要がある。

(2) その対策

ア 文化振興

町内歴史文化遺産については特別史跡齋尾廃寺跡の保存活用をはじめ、調査、保存、活用に努める。また、調査成果や文化財価値の情報発信、普及啓発などの活用を推進させるため、ガイダンス施設の整備も進める。

所有者、管理者が行う維持管理や修理のほか無形民俗文化財の保存団体などの活動や後継者育成を支援していく。

赤碕地域においては地元団体「河本家保存会」によって積極的に公開活用を行っている国重要文化財河本家住宅の活用への支援をさらに進めるほか、国史跡赤崎台場跡、国史跡船上山行宮跡など周辺歴史文化遺産を関連させた情報発信、普及啓発、周遊ルートの開発などの取り組みを行う。

文化芸術では、鑑賞機会の提供のほか、発表、活動の場の拡充や支援に取り組み、町民が

文化芸術を身近に触れる機会を創出するとともに、文化団体の合同化や活性化、施設の充実も推進する。

【3】計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	【民俗資料館管理】	町	
	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	【文化活動事業】	町	
		【町内文化財保護事業】	町	
		【文化芸術振興事業】	町	

【4】公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である 20 年間に於いて、全体延床面積の 15% (2.2 万㎡) を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行う。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

〔1〕現況と問題点

ア 環境

2050年温室効果ガス排出ゼロを目指し、自然環境への配慮や環境負荷の少ない新エネルギーの導入を図ることが重要であり、脱炭素社会・持続可能な開発目標（SDGs）で目指す地域社会の実現に向けた取組みを進める必要がある。

〔2〕その対策

ア 環境

家庭用太陽光発電設備や木質バイオマスストーブの導入に対する支援を行い、SDGsに掲げられた目標の一つである「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」の実現に向け環境負荷の少ない風力・太陽光・バイオマス・小水力発電等の新エネルギーの導入を推進する。

また、地域内での再生可能エネルギー利用の推進を図るため、地域新電力会社の設立に向けた検討を北栄町、湯梨浜町と連携して進めるとともに、新エネルギーに対する理解を深めるための啓発を行う。

〔3〕計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の 促進	(2)過疎事地域持続 的発展特別事業 再生可能エネ ルギー利用	【再生可能エネルギー利用促進事業】 ・家庭用発電設備等設置事業 ・船上山小水力発電施設管理運営事業	町	

〔4〕公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である20年間において、全体延床面積の15%（2.2万㎡）を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行う。